

自主防災組織結成の手引き



宮 崎 市

◆自主防災組織の結成について法的な根拠はあるのですか？

「災害対策基本法」(昭和36年法律223号)に規定されています。

「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」(災害対策基本法5条第2項)として市町村がその充実に努めなければならないとされています。

(沿革)

・伊勢湾台風の被害を受け、昭和36年11月に成立した災害対策基本法では、市町村の責務として「住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災組織の充実に努める」としています。しかし、「自主防災組織」という用語は用いられていません。



・平成7年1月の阪神・淡路大震災を受け、同年12月に行われた災害対策基本法の改正では、初めて同法において「自主防災組織」という用語が用いられ、その育成が行政の責務の一つとして明記されました。



・その後、国(総務省消防庁)は、自主防災組織の育成強化に向けて、リーダー養成や指針等の策定など今後行うべきこととして具体的に示す一方、自主防災組織の活動マニュアルの策定などを行い、全国的に組織結成が促進されています。

◆自主防災組織について

1 自主防災組織って何ですか？

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る。」という連帯感に基づき、地震などの災害が起きたときに、地域の皆さんが自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水、給食など防災活動を行う団体(組織)のことをいいます。

“もし地震などの災害に遭ったら、自然にできることかも知れませんが、その時になって慌てないように、事前に役割分担を決めておきましょう。また、訓練をして活動に慣れておきましょう”というのが自主防災組織です。

2 自主防災組織はなぜ必要なのですか？

地震などの災害が発生した場合、消防機関による消火活動のほか、被災者への食料や生活物資の配分、避難所の管理、ライフラインの復旧等、多くの行政需要が発生します。

消防機関などの防災機関は全力をあげて防災活動を行いますが、道路、橋梁の損壊、水道管の破損や停電などにより活動が制限されることが考えられます。このような時、地域の方々が自主的に災害活動を行うことによって、大切なご家族の命や、財産を守ることができるのです。

3 自主防災組織の組織は？

自主防災組織の単位、大きさに定まったものではありませんが、自治会、町内会など、毎日の生活の中で顔見知りで、お互いに連帯感があり、組織活動が効果的に行えることが必要です。

防災のための集まりも、住民のみなさんの活動であることに変わりありません。既にある自治会とか町内会などの組織の中に自主防災組織を設けるのがいちばん現実的です。

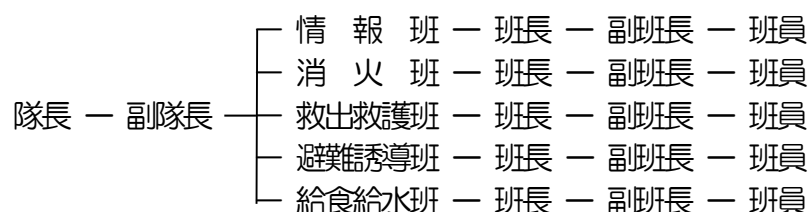
また、単位自治会で活動するには人員の確保が難しい場合や、すでに結成しているが地域の高齢化や人口減少により組織の活動力が低下している場合、隣接組織と連合体を結成したり、学区や避難所エリアで広域的に結成・再編することも可能です。

《連合体の例：大塚地域（8自治会で一つの自主防災隊）、波島地区（4自治会で結成）など》

自主防災組織が災害時に最も効果的に活動するためには、誰が何を受け持つかをしっかり決めて、お互いの役割や関係を体系づけておくことが必要です。

一般的には、次のような組織編成が考えられます。また、地域の実情に応じた組織（例えば、地区内に川や、危険と思われる崖等があった場合に、巡視班を設けるなど）を考えることもポイントとなります。

（組織例）



4 災害が発生した時の自主防災組織の役割は？

（1）情報は正確に素早く伝達（情報班の役割）

災害の恐れがあるときや発生した場合は、的確な対策をとるため、正しい情報をすばやく集め、住民に伝えることが必要です。自主防災組織では、あらかじめ災害情報や避難勧告など伝えなければならない内容とルートを地域ごとに定めておき、災害時には市と連絡を取り合って情報を伝達します。各個人が市に連絡すると市は電話の対応に追われ、必要な応急対策がとれなくなります。注意点は次の通りです。

- ・市からの災害情報や避難勧告等の重要な情報を迅速に住民へ伝える。また、地域内の被害状況や避難状況をいち早く収集し、自主防災組織の責任者へ連絡し、責任者は市へ地域の情報をまとめて伝える。
- ・情報は、簡潔にわかりやすく伝える。
- ・デマやパニックを防ぐため、不確かな情報は防災行政無線やラジオ、テレビで確認する。

（避難勧告などの情報を流す場合もあります。）



(2) 火がでたら、すぐ消火（消火班の役割）

地震が発生したとき、恐ろしいのは火災です。同時に多発するだけでなく、道路が通行できなくなったり、消火栓が壊れて使えなくなったりして、消防機関は通常の火災のときのように活動することができなくなります。

自主防災組織では、日頃から地域ぐるみで火を出さないように徹底させるとともに、火が出たら速やかに消火活動を行います。地震時に火災を防ぐチャンスは3度あります。これを逃がさないように落ち着いて行動し、決して無理をしてはいけません。

1. グラツときたら、身の安全を確保する。
2. ゆれがおさまった後、すぐに火の元を止める。もし火が出ていたら、消火器や、水バケツなどで消す。
3. それでも消火しきれないときは大声で『火事だ』と叫び、自主防災組織の出動を呼びかける。消火班は、バケツリレーや消火器などで消火活動を行う。



(3) 救出・救護はすみやかに（救出救護班の役割）

大きな災害が発生すると、建物の倒壊や落下物などによって多くの負傷者ができます。自主防災組織ではこれらの人を早く救出し、適切な応急手当を行うことが必要です。

倒壊物の下敷きになった場合は、ジャッキ、ロープ等の資機材を使って救出します。自主防災組織で救出が困難なときは、消防署へ出動を要請し、その活動に協力します。

軽傷者は、極力自主防災組織で手当をし、重傷者も可能な限り応急手当をしてから近くの医療機関や救護所へ搬送します。



(4) 落ち着いて、みんなで避難（避難誘導班の役割）

災害の恐れがある時や発生した場合、必要と認められるときは、市長によって危険地区の住民に対し避難の勧告または指示が出されます。避難活動は、自主防災組織が中心になって、混乱なく、安全に住民全員が避難できるように避難場所へ誘導します。注意点は次の通りです。

- 避難誘導の責任者はまわりの状況と正しい情報を基に、安全な避難ルートを選ぶ。
- 他の組織の住民と混同しないように、自分の地域の目印となるものを携行する。
- 傷病者、高齢者、障害者など単独で歩けない人は担架で運ぶなどして、全員が組織としてまとまって行動する。
- 持ち物は最小限に、自転車は使用しない。



(5) 水、食料はみんなで分けあって (給食給水班の役割)

災害が発生したときは、電気、水道、ガスの供給が止まることがあります。

また、食料品も不足します。自主防災組織では日頃から各家庭に最低3日分の食料や水を備蓄するよう取り決めるとともに、組織としても、食料品やろ水器、釜、鍋、燃料などを備蓄します。災害時には各個人の勝手を許さないように整然と配布し、また、給食班による炊き出しも行います。



5 普段の活動は何をしたらいいのですか？

(1) 防災知識・技能を身につけよう

災害が起こった時、防災活動が速やかに行われるためには、一人ひとりが正確な防災知識をもっていることがまず大切です。

具体的には、地震や風水害の基礎知識のほか、消火器の使い方、防災資機材の使い方、避難誘導の手順や応急手当の心得などがあります。

このような時には、最寄りの消防署にご相談いただければ、職員が地区の公民館等に出向いて、皆さんに防災に関することなどについてご説明します。

(宮崎市消防出前講座制度を活用しましょう。)

(2) 地域の実情を把握・共有しよう

住民のだれもが安全で安心に暮らせるまちづくりを進めるうえで、自主防災組織は地域についての各種の情報(崖崩れなどの災害が起きやすい場所、お年寄りなどの災害弱者の方がお住まいの場所等)を把握することにより、災害時はもちろん、さまざまな場面での地域コミュニティの対応力を高めるための中心としての役割が大いに期待されます。

日頃から皆さん一人ひとりがチェックしながら、お互いの情報を交換し、情報を共有すれば、地域の貴重な財産として広く活用することができます。



(3) 防災訓練で繰り返し覚えよう

実際に災害が発生すると、思うように身体が動かないものです。

いつでも災害に感じられるように、日頃から繰り返し訓練を行い、防災活動に必要な技術を身をもって覚えることが大切です。その際は、正しい技術を習得するために、専門のノウハウをもっている消防署の指導を受けたり、訓練終了後に検討会を行うことが必要です。

防災訓練には、大きく分けて「個別訓練」と「総合訓練」に分けられます。

①個別訓練

●情報収集伝達訓練

地域内の被災状況、災害危険箇所の巡視結果、避難状況などの情報を早く集められること及び防災関係機関の指示などを正しく、地域内の住民に伝えられることをチェックします。

●消火訓練

消火器、バケツ、可搬式動力ポンプなどの消火用資機材の使用
方法や、消火技術を習熟します。同時に、火災から身を守る方法
も学びます。



●救出・救護訓練

はしご、ロープ、バールなど救出用資機材の使用方法を学び、家屋が倒れたり、落下物に
あたってけがをした人の援護活動や、応急手当の方法を身につけます。

●避難訓練

避難の要領を学び、指定された避難所まで早く安全に避難できるようにします。

あわせて、各個人レベルでの避難時の携行品や服装をチェックします。

●給食・給水訓練

炊き出しのほか、鍋、ろ水器など限られた資機材を使って、食料や水を確保する方法、技
術を学びます。また、食料、飲料水を各人に効率よく配分する方法も訓練します。

②総合訓練

個別訓練によって覚えた技術をあわせて、組織の各班がお互いに連携をとりあい、それぞれ
が効果的に防災活動ができるように訓練します。

6 関係機関との連携は？

災害発生時には、行政やその他の多くの団体との連携をしながら活動を行うことが大切です。

(1) 消防団との連携

地域では、地元の消防団が普段から訓練や災害時に活動を行っています。従って、消防団
との連携を図ることが非常に重要です。訓練を実施する際には、地元消防団と連携した訓練
を実施し、災害が発生した場合にもスムーズにお互いに協力体制がとれるようにします。

(2) 災害ボランティアとの連携

災害ボランティアとは、災害が発生した時に、自発的に発生する、被災地を支援する活動
です。その活動には、避難者の確認、生活支援情報・被害情報・安否情報・避難所情報、必
要物資情報等の発信等、避難所の維持管理、救援物資の配布、などさまざまなものがありま
す。災害が長期化した場合には、被災地域にとってなくてはならない活動であり、災害ボラ
ンティアとの連携を円滑に行うこともたいへん重要になってきます。

7 自主防災組織への補助制度はないのですか？

宮崎市では、年次的に1組織あたり下記の資機材を配布しています。

資機材名称	数量	資機材名称	数量
資機材倉庫	1	担架	1
発電機	1	ハンドマイク	2
投光器・三脚	1	折畳式リヤカー	1
コードリール	1	燃料携行缶	1
ヘルメット	10	消火器	3
強力ハロゲンライト	2	救命胴衣 (共水浸水想定区域内(L2)の区域内にある自主防災組織に限る)	10

※交付年度により資機材の内容が異なる場合があります。

(倉庫の用地確保や、配布後の維持管理については自主防災組織で行っていただきます。)

8 高齢化が進む状況での自主防災組織のあり方は？

全国的に高齢化が進む中、自主防災組織においてもその影響が懸念されています。組織をつくっても訓練などの活動ができない。実際に災害が起こった時にはどうなるのか？など、不安をお持ちの方も多いことと思います。

しかし、高齢化が進めば進むほど地域での自主防災活動は必要です。そのような中での自主防災組織のあり方が問われています。

・高齢化が進む中での自主防災活動についての考え方(例)

- ① 災害をまず出さないようにすることが先決です。体を使った訓練はできなくても、例えば、地震などの災害の時にいかに火災を予防するか、被害を出さないようにするかなど、必要な知識や情報を地域住民で共有します。
- ② 自主防災組織だけでは、地域を守ることはできません。自主防災組織はあくまでも地域の防災のリーダーであり、指導的な立場であるのが理想です。実際の訓練や活動については、若い世代にお願いします。
- ③ 無理をしないで、できることをやる。理想論だけでは前には進みません。0か100かの議論をするのではなく、50%でもいいから、高齢の方でもできる訓練、活動を実行します。

- 9 自主防災組織について分からないことがあったらどこに相談すればいいの？
そのような時には、下記にご連絡ください。

- 宮崎市役所危機管理部危機管理課
（所在地）宮崎市橋通西一丁目1番1号
（電話）21-1730
- 宮崎市消防局警防課
（所在地）宮崎市和吹川原一丁目64番地2
（電話）32-4903
- 佐土原総合支所 地域市民福祉課 地域防災コーディネーター
（所在地）宮崎市佐土原町下田島20660番地
（電話）73-1111
- 高岡総合支所 地域市民福祉課 地域防災コーディネーター
（所在地）宮崎市高岡町内山2887番地
（電話）82-1111
- 清武総合支所 地域市民福祉課 地域防災コーディネーター
（所在地）宮崎市清武町船引204番地
（電話）85-1111
- 赤江地域センター 地域防災コーディネーター
（所在地）宮崎市大字田吉5730番地3
（電話）51-4274
- 青島地域センター 地域防災コーディネーター
（所在地）宮崎市青島西2丁目1番地
（電話）65-1231
- 檉地域事務所 地域防災コーディネーター
（所在地）宮崎市吉村町江田原甲265番地1
（電話）28-1111

※地域防災コーディネーターとは？

地域防災に関する相談役として、日頃から地域住民と密接な関係を構築し、自主防災組織の育成や地域の防災訓練の支援など、地域防災力の足進に関する業務を推進します。

- 10 自主防災組織の研修や訓練を行いたい時にはどこに相談すればいいの？
最寄りの消防署または消防出張所にご連絡ください。

○お住まいの地区が大淀川以北の場合

- ・宮崎市北消防署（本署）
（所在地）宮崎市和知川原一丁目64番地2
（電話）32-4909
- ・宮崎市北消防署東分署
（所在地）宮崎市吉村町嶋田甲744番地1
（電話）23-4111
- ・宮崎市北消防署北部出張所
（所在地）宮崎市佐土原町下那珂12900番地234
（電話）73-2117
- ・宮崎市北消防署西部出張所
（所在地）東諸県郡国富町大字嵐田2416番地1
（電話）75-4664
- ・宮崎市北消防署住吉救急出張所
（所在地）宮崎市大字芳土62番地2
（電話）36-3119

○お住まいの地区が大淀川以南の場合

- ・宮崎市南消防署（本署）
（所在地）宮崎市大字本郷北方3160番地1
（電話）53-0033
- ・宮崎市南消防署中部出張所
（所在地）宮崎市生日台東一丁目2番地1
（電話）50-3148
- ・宮崎市南消防署南部出張所
（所在地）宮崎市清武町今泉甲3609番地5
（電話）85-1183
- ・宮崎市南消防署青島出張所
（所在地）宮崎市青島一丁目8番9号
（電話）65-2397